

栃木県公安委員会告示第25号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次の通り実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和7年5月30日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

1 講習に係る実施期日、実施場所、警備業務の区分

(1) 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年7月8日(火)から令和7年7月18日(金)まで
(土、日、月を除く8日間)

イ 追加取得講習

令和7年7月15日(火)から令和7年7月18日(金)まで(4日間)

(2) 実施場所

宇都宮市清原工業団地32番 栃木県グリーンスタジアム会議室

(3) 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習定員

(1) 新規取得講習 30名

(2) 追加取得講習 30名

3 受講対象者

(1) 新規取得講習の受講対象者

新規取得受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習の受講対象者

受講申込日において、当該講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記3(1)のいずれかに該当する者

4 受講申込に必要な書類等

(1) 新規取得講習の受講対象者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。） 1通

但し、受講申込書に所要事項を記載のうえ、写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）1枚を貼付すること。

イ 前記 3 の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1 通

- (ア) 前記 3 (1) アに該当する者
最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - (イ) 前記 3 (1) イに該当する者
1 級検定の合格証明書の写し
 - (ウ) 前記 3 (1) ウに該当する者
2 級検定の合格証明書の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
 - (エ) 前記 3 (1) エに該当する者
旧 1 級検定の合格証の写し
 - (オ) 前記 3 (1) オに該当する者
旧 2 級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習の受講者
前記 4 (1) の書面の他、資格者証又は修了証明書の写し

5 受講申込手続

- (1) 受講申込期間
令和 7 年 6 月 18 日 (水) 及び 6 月 19 日 (木) の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
(但し、午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分までの間を除く)
- (2) 受講申込み方法
郵送や電話、代理人等による申込みは不可とし、受講対象者本人が受講申込みに必要な書類(前記 4)を各警察署生活安全(刑事)課窓口を持参し申し込むこと。
- (3) 申込期間は上記(1)のとおりであるが、新規取得講習、追加取得講習とも、それぞれの講習定員に達した時点で、受付を締切る。
- (4) 受講申込書の提出先
栃木県内各警察署生活安全(刑事)課
- (5) 手数料
ア 新規取得講習の受講者 47,000 円
イ 追加取得講習の受講者 23,000 円
ウ 納入方法
手数料は、講習初日に実施場所で栃木県収入証紙により納付することから、新規取得講習、追加取得講習の別に応じ、上記ア、イに相当する額の栃木県収入証紙を講習初日に持参し納入すること。
なお、既納の手数料は、いかなる理由があろうとも返納しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人栃木県警備業協会に委託して実施する。

7 その他

- (1) 新規取得講習の受講対象者は、講習初日の令和 7 年 7 月 8 日 (火) 午前 9 時 00 分までに実施場所に集合すること。
- (2) 追加取得講習の受講対象者は、講習初日の令和 7 年 7 月 15 日 (火) 午前 8 時 45 分までに実施場所に集合すること。
- (3) 受講に際しては、筆記具(鉛筆、シャープペン、消しゴム等)、昼食等を持参すること。なお、本講習に使用する教本は、講習時に配付する。
- (4) 本講習終了後に、修了考査を実施し、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 問い合わせ先

講習に関する問い合わせは、平日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間(但し、午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分までの間は除く)に、栃木県警察本部生活安全部生活環境課(電話 028-621-0110)又は、各警察署生活安全(刑事)課に対して行うこと。